

後期高齢者医療制度
問合せ先
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(06・4790・20028) Fax 06・4790・20030)
 ●国保年金課

平成31(令和元)年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定されています。

平成31年度は、被保険者均等割額51,491円、所得割率9.90%により保険料を算定します。(平成30年度と同じ)

■保険料の軽減

①均等割額の軽減：世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(51,491円)が下表のとおり軽減されます。本則7割軽減の対象の人は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、みなさんが安心して医療を受けられるようにするため、31年度から、段階的に見直しを行ってまいります。

②会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減：

平成31年度の保険料の算定方法(大阪府)

$$\text{年間の保険料} (*1) = \text{被保険者均等割額} \text{ 被保険者1人当たり } 51,491\text{円} + \text{所得割額} \text{ 賦課のもととなる所得金額} (*2) \times \text{所得割率} 9.90\%$$

(*1) 保険料の年額の限度額は62万円です。

(*2) 所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
【平成30年度における8.5割軽減の区分】同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,723円
【平成30年度における9割軽減の区分】うち、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	10,298円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,745円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,192円

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、新たに保険料を負担いただくこととなります。当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の8割または8.5割軽減に

該当する人については、それぞれの軽減割合が適用されます。※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外
 ③留意事項：軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行い

ますので、被保険者のみなさんから申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、市区町村の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告などが必要です。

保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないとして市町村が判断すれば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。
 ・平成30年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人：平成30年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。
 ※平成30年度に引き続き普通徴収(口座振替や納付書)で支払っていた人、仮徴収は行われません。

■保険料額のお知らせと納め方
 ①普通徴収(口座振替や納付書でお支払い)の人：本年7月に、平成31年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書(納入通知書)の方法により9期(7月から翌年3月まで)で納めていただきます。※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

●保険料確定後の特別徴収
 平成31年度の後期高齢者医療保険料確定後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。
 10・12・2月の年金受給時に、平成30年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

②特別徴収(年金からの支払い)の人：年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接支払っていただきます。
 ●仮徴収(平成30年中の所得が確定するまでの仮納付)：4・6・8月
 ・平成31年2月に保険料を特別徴収で支払った人：4月の年金受給時に、2月に支払った金額と同額を仮徴収額として支払っていただきます。この場合、

平成30年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。